

空き家を放置…土地の**固定資産税が6倍に？！**

空き家問題が深刻化しています。ここ静岡でも空き家率は 16.3%となっており、都道府県別に見ても決して低い方ではありません。

この状況を受け「空き家特別措置法」が2月に施行され、管理の行き届いていない空き家に関しては更地として評価し土地の固定資産税を6倍にするということです！

そもそも、住宅が空き家になってしまう原因としては、実家に住んでいた親が高齢化により施設に入ったとか、亡くなってしまい誰も住まなくなってしまうというケースが最も多いようです。

自分が生まれ育った実家のこと、20年30年後の我が家のこと、少しでも気になったらご参加ください。



まずはセミナーで対策を考えませんか？

大切な我が家を負の資産にしないための空き家対策セミナー

- 2015年4月25日(土)
- 開催時間 14:00～
- 会場草薙西自治会館 2F (静岡市清水区草薙 1-19-6)

お申し込みは下記にご記入の上、4/22 までに **Fax 054-345-1729** または 054-345-1731 までお電話ください。

お 名 前	
お 電 話 番 号	
住 所	
備 考	